

## 令和7年度 杉並区介護サービス事業者等に対する指導計画

### 1 目的

介護サービス事業者が介護保険の基準を正しく理解し、適正な事業運営、サービス提供ができるよう育成・支援することを念頭に、事業所の人員および運営等について確認することで、サービス利用者の尊厳の保持及び自立支援、介護保険サービスの質の確保、保険給付の適正化並びに利用者の保護を図ることを目的とする。

### 2 指導方針

介護保険サービス事業者に対し、運営基準、算定基準等に定めるサービスの取扱い、介護報酬の請求に関する事項について周知を徹底し、事業者の育成及び支援を行うことを主眼とします。

なお、指導にあたっては、「杉並区介護保険施設等指導要綱」に即して実施する。

### 3 指導形態等

「運営指導（実地による指導）」と「集団指導」の方法により行う。

### 4 指導項目

- (1) 人員に関する基準
- (2) 設備に関する基準
- (3) 運営に関する基準
- (4) 介護報酬の算定及び取扱い

### 5 重点指導事項

- (1) 運営指導の重点項目
  - ① 人員関係（全サービス）
    - ・人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
  - ② 運営関係
    - (ア) 全サービス
      - ・事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
      - ・月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
      - ・利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
      - ・居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に

即して処理されているか。

- ・居宅サービス計画または個別サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。
- ・苦情および事故発生時に必要な措置を講じているか。
- ・虐待の防止および身体的拘束等の適正化に向けた取り組みが行われているか。
- ・感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画を策定しているか。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じているか。

(イ) 居宅介護支援、介護予防支援

- ・居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。
- ・居宅サービス計画の作成に当たり、利用者の有する能力や生活全般について、その状態を十分把握しているか。
- ・福祉用具貸与・福祉用具販売を位置付ける際に利用の妥当性の検討および必要な理由の記載等の業務を適切に行っているか。

(ウ) 地域密着型サービス

- ・地域との連携を図っているか。
- ・運営推進会議等を設置し、会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望等を聴く機会を設けているか。

(2) 集団指導

- ・介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容をはじめとした指導事例の事項
- ・指導等を通して事業者から疑義の多い事項
- ・解釈により誤解が生じやすいと思われる事項について、一斉指導することで効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項
- ・その他、制度・基準等の改正等、介護サービスを円滑に提供する上で欠かせない内容で区としての見解を示したい事項

## 6 指導対象の選定基準

以下の基準のいずれかを満たす区内の事業所を優先的に選定し、運営指導を行う。

- ・区が運営指導を行ったことのない事業所
- ・新規開設から1年程度で確認が必要な事業所
- ・年度内または次年度初めに指定更新予定のうち確認が必要な事業所
- ・前回の運営指導から6年以上経過した事業所
- ・苦情や通報等が入り、状況確認が必要であると判断した事業所
- ・国保連合会からの定時情報等における基準違反の可能性を示唆する各種条件に該当

する事業所

- ・過去の運営指導の結果により、早目に改善状況を確認する必要性がある事業所

## 7 実施予定

### (1) 運営指導

#### ①杉並区指定の事業所

居宅介護支援事業所と地域密着型通所介護事業所については、指定の期間内に1回運営指導を実施できていない事業所が多いため、引き続き重点的に運営指導を行う。

地域密着型通所介護以外の地域密着型サービス事業所については、新規指定事業所を中心に、指定の期間内に1回の運営指導を実施するよう計画的に行う。

#### ②東京都指定の介護サービス事業所

杉並区指定の事業所と併設している訪問介護事業所のうち、区で指導未実施または過去の指導で指摘が多かった事業所について、区指定事業所の指導と並行して同時に実施する場合もある。

#### ③実施期間

令和7年4月下旬から令和8年1月下旬

#### ④指導体制

原則として、職員3名以上の指導班を編成して実施する。また、そのうち1名については、調査等対象サービスの種別又は事業者等の状況に応じて、事業者等に対する指導の一部を委託している事務受託法人の職員とする。

#### ⑤実施予定

令和7年度は、以下の指定介護サービス事業者等を運営指導の対象としているが、状況により対象以外にも入る場合もある。

- ①居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所
- ②訪問介護
- ③定期巡回随時対応型訪問介護看護
- ④地域密着型通所介護
- ⑤認知症対応型通所介護
- ⑥小規模多機能型居宅介護
- ⑦認知症対応型共同生活介護

### (2) 集団指導

運営指導で指摘が多かった事項を中心に周知・情報提供を実施する。

① 対象サービス

区内の介護サービス事業所

② 実施時期

令和8年3月

③ 実施方法

杉並区ホームページ上でのオンラインによる資料掲載・動画配信にて行う。

## 8 その他

運営指導にて事業所運営において不正又は著しい不当が疑われる場合は、その疑われる事項について重点的に監査を実施し、是正を促した上で、必要な処置を行う。その他、監査へ移行した場合についての処置は監査要綱に準ずる。